

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金交付取扱基準

平成25年5月1日制定

地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度実施要綱第4条に定める補助対象事業に要する経費について、以下のとおり取り扱うことを定める。

経費の種別等	対象とする経費	対象としない経費
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な事務用品，資材の購入費 ・要綱第2条第3号及び第4号の事業において，事業の一部として飲食を提供する場合の参加者数×500円を上限とする食糧費，材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人に提供する記念品，景品等の購入費 ・要綱第2条第3号及び第4号の事業において，事業の一部として飲食を提供する場合の参加者数×500円を超える食糧費，材料費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額の4分の1を超えない額の備品の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金額の4分の1を超える額の備品の購入費
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議等の茶菓代 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事代，弁当代
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室，会場の使用料 ・会場設営費 ・事業実施に要した光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の事務所（集会所）等の維持経費 ・事業実施に要した分が明確に区別できない光熱水費
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等広報物の印刷費 ・記録写真の現像料 	
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究，デザイン等の委託費 ・ホームページ等の制作委託費 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の構成員が経営する団体への委託費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に要した送料 ・物品の搬入，搬出に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代等，事業実施に要した分が明確に区別できない費用
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る保険料 	
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に伴う講師，出演者，協力者等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体の構成員に対する謝礼
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業として実施する研修の資料代，講師謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修に参加するための交通費，参加費
補助金交付決定前に支出される経費		<ul style="list-style-type: none"> ・一切対象としない